

米軍家族住宅等の建設について国に要請を行います

- 池子住宅地区及び海軍補助施設（横浜市域）における米軍家族住宅等の建設については、平成 23 年 7 月 20 日、本市に対し、南関東防衛局から住宅建設戸数を 700 戸から 385 戸に見直しを行った「基本配置計画案」が提示され、計画に対する本市の意見が求められました。
- 本市では、地元の金沢区米軍施設建設・返還跡地利用対策協議会等の意見を踏まえつつ、本市としての要請事項をとりまとめました。
- 今後、本市の意見が十分反映されるよう国に要請を行うものです。

1 国への提出について

- (1) 日時・場所：平成 23 年 11 月 30 日（水）午後 3 時 30 分
横浜第二合同庁舎（中区北仲通 5-57）
- (2) 提出先：防衛省南関東防衛局 やまもと たつお 山本 達夫 局長
- (3) 提出者：小松崎 隆 横浜市副市長

2 取材について

冒頭写真撮影が可能です。

終了後には小松崎副市長の囲み取材の時間を設けます。

取材当日は、**10 分前までに、横浜第二合同庁舎 12 階 南関東防衛局報道室**までお越し下さい。

なお、お手数ですが、**取材を御希望の場合は、30 日（水）午前 11 時までに基地対策課までご連絡**下さい。

3 要請内容について

別添要請文のとおり

4 これまでの主な経過

裏面参照

お問い合わせ先	
政策局基地対策課担当課長	平山 実 Tel 045-671-2060

米軍家族住宅建設に係るこれまでの経緯

年	月日	動 向
15	7月18日	日米合同委員会 第2回施設調整部会 開催
		池子地区(横浜市域)において800戸程度の住宅等の建設がなされれば、根岸住宅地区ほか4施設の返還が可能となることについて、日米間で認識が一致
16	8月4日	本市は、国に対し新たな提案を実施 ① 国からの返還提案に加え、小柴貯油施設等の返還を実現すること ② 住宅等建設については、緑を可能な限り残し、自然環境の保全に十分配慮するとともに、住宅建設戸数のできる限りの削減を行うこと
	9月2日	日米合同委員会 第3回施設調整部会 開催 本市からの提案を踏まえ ① 上瀬谷通信施設・深谷通信所・富岡倉庫地区・根岸住宅地区の全部、池子住宅地区及び海軍補助施設(横浜市域)の飛び地、小柴貯油施設の一部を返還 ② 住宅等建設については、改変面積を横浜市域の半分以下に抑制し、自然環境の保全に配慮するとともに、住宅建設戸数を700戸程度に縮減
		9月22日 本市は「住宅建設」と「施設返還」について、国との具体的協議に入ることを表明
		10月18日 日米合同委員会において第3回施設調整部会の協議内容を承認
	10月18日	日米合同委員会において第3回施設調整部会の協議内容を承認
18	8月17日	国が米軍家族住宅等の「基本配置計画案(700戸の計画案)」を提示
	10月2日	本市は「基本配置計画案」について、国に対し要請
19	6月13日	国が基本配置計画案を見直した「基本構想等」を提示
	8月16日	本市は「基本構想等」について、国に対し再び要請
22	7月21日	日米合同委員会 第4回施設調整部会 開催 現時点における横須賀地区の家族住宅の不足数の検証及び池子(横浜市域)における住宅建設戸数の再検討について検討・協議を開始
		これを受けて本市は国に対し要請
	8月2日	① 住宅建設戸数の再検討に当たり、更なる削減が可能となるように最大限努力すること ② 返還が合意されたものの、未だ実現していない施設の返還を速やかに実現すること
	8月26日	日米合同委員会 第5回施設調整部会 開催 ① 現時点において、横須賀海軍施設のために必要となる家族住宅の戸数は約700戸 ② 当面の措置として、池子(横浜市域)における住宅建設戸数は、根岸住宅地区の移設分として約400戸程度を建設 ③ 16年に建設を合意した700戸程度との差、約300戸については、将来においてその時点での需要を考慮し、日米間で協議の上建設することとし、その建設場所については、池子(横浜市域)が一つの選択肢としてあり得るが、将来改めて日米間で協議
		9月30日 日米合同委員会において第5回施設調整部会の協議内容を承認
23	7月20日	国が米軍家族住宅等の「基本配置計画案(385戸の計画案)」を提示
	9月29日	日米合同委員会 第6回施設調整部会 開催 ① 今後、確認される要件及び地元関係自治体の意見を十分踏まえつつ、日米間で最終的な当該基本配置計画を作成することについて確認 ② 家族住宅及びその支援施設の所要等に係る基本的な事項として、横浜市からの要望である緑・自然環境の保全等を踏まえ、次のとおり日米間で認識が一致 ・家族住宅は、鉄筋コンクリート造3階建て連棟式共同住宅等(385戸)として整備 ・支援施設の総延べ床面積(建築基準法による延べ床面積)は、27,455㎡以下 ・各建物の高さは20m以下とし、建ぺい率は30%以下、容積率は80%以下
		11月7日 日米合同委員会において第6回施設調整部会の協議内容を承認
		11月10日 金沢区米軍施設建設・返還跡地利用対策協議会は本市に対し、「池子住宅地区及び海軍補助施設(横浜市域)における米軍家族住宅等の基本配置計画案」について要望書を提出
	現在に至る	

※「日米合同委員会」：日米安全保障条約及び日米地位協定に基づき両国間の協議機関として設置される。「施設調整部会」はその下部組織。

南関東防衛局長

山本 達夫 様

横浜市長 林 文子

池子住宅地区及び海軍補助施設の横浜市域における住宅等建設について（要請）

時下ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、標記につきましては、平成 23 年 7 月 20 日付け南防第 4546 号において基本配置計画案が示され、本市の意見を求められているところです。

今回提示された基本配置計画案については、住宅建設戸数が 700 戸から 385 戸に縮減されたことにより、建築物の配置や高さ等については大幅に見直されているものの、改変面積は変更されておられません。この基本配置計画案が自然環境や周辺住民に与える影響等について、金沢区米軍施設建設・返還跡地利用対策協議会等の意見を踏まえ、本市として改めて現時点での要請事項を整理しました。これまでに行ってきた要請と併せて、基本設計等の際に最大限尊重していただき、具体的な措置を講じるようお願いいたします。

池子米軍家族住宅の建設に関しては、平成 22 年 7 月、日米間で住宅建設戸数の再検討を行うことになったことから、同年 8 月、本市は更なる削減を国に要請しました。検討の結果、住宅建設戸数は当面の措置として約 400 戸程度に見直されたものの、残る約 300 戸の建設場所については、依然として横浜市域が一つの選択肢としてあり得るとされていますので、本市としてはこれ以上横浜市内に住宅を建設されないよう改めて要請いたします。

また、施設返還については、市民共通の念願、市政の重要課題であることから、平成 16 年 10 月に日米間で返還合意した深谷通信所や上瀬谷通信施設など市内 4 施設・区域の返還を速やかに実現するよう日米間で協議を進めるとともに、返還後の跡地利用を進める上での様々な課題についても国の責任として解決に向け、適切に対応されるようお願いいたします。

要請事項

1 緑地の保全、自然環境の保全

非改変地の緑地や、改変地において施された緑化が、将来にわたり保全されることを担保するための具体的方策を講ずること。なお、改変地の緑化に当たっては、連続的な緑地復元や現存樹木の移植による活用など計画地の現在の植物相を踏まえた植栽に努めること。

また、改変面積については、日米合同委員会の合意事項である横浜市域の面積の半分以下に抑制されているものの、当面の措置とはいえ住宅建設戸数が大幅に縮減したことから、自然環境の保全に配慮し、更なる改変面積の縮小に向けて一層の工夫を図ること。

2 環境への配慮

計画の具体化に当たっては、「生物多様性基本法」、「生物多様性国家戦略」、「生物多様性横浜行動計画」等に基づく生物多様性への配慮を含め、横浜市環境配慮指針に示されている生物の生息生育環境の保全や景観機能等を考慮すること。

3 風致の維持

建築物のデザインや外壁の色彩については、周辺との調和に配慮するとともに、建築物周囲の緑化や屋上緑化等についても検討すること。

4 工事中及び供用後の交通対策

周辺交通環境への負荷について具体的な検討を行い、新設するトンネルも含めた工事中及び供用後の交通計画を明らかにすること。

工事の実施に当たっては、工事関係車両による周辺交通環境への負荷に関する具体的な検討結果を明らかにし、周辺の一般道への負荷を極力軽減するため、横浜逗子線の整備など代替措置の検討を行い、交通対策について十分な配慮を行うこと。

特に、六浦駅前の道路については狭あいで歩行者や車両が輻輳しており、工事関係車両や供用後の生活車両等が通行する場合には、道路の拡幅など十分な危険回避措置を具体的に示すこと。

5 地域住民への説明

今後、基本設計や環境影響評価手続等を進める中で、住宅施設等の建築工事概要、緑地・自然環境の保全策、土砂等の搬出入量、工事関係車両の台数や動線、供用後の生活車両の想定台数等が明らかになった時点で、速やかに金沢区米軍施設建設・返還跡地利用対策協議会に対し説明を行い、その意見を尊重すること。

また、周辺住民に対しては、事業主体である国が段階に応じて適時、適切に説明を行い、その意見を尊重すること。

6 飛び地の返還と跡地利用

飛び地の返還見通しを明らかにし、早期返還に向け、米軍との協議を行うこと。

また、飛び地は、住宅等の建設により影響を受ける周辺住民の利便性の向上・福祉の増進等や日米の交流に資する利用が図られるべきであり、国として施設整備を行うなど、跡地利用の具体的方策について本市と協議すること。

7 その他

平成 18 年 10 月及び平成 19 年 8 月に行った要請事項のうち、上記に掲げた事項以外の「災害の防止」、「施設供用後に向けた対応」、「法令・条例等の遵守」、「地域のまちづくりの推進」についても引き続き尊重していただき、具体化に向けた対応についてそれぞれ回答するよう重ねて要請します。